

平成十五年三月

使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の説明書

外務省

目次

ページ

一 概説	一
1 条約の成立経緯	一
2 条約締結の意義	一
3 条約の締結により我が国が負つこととなる義務	一
4 早期国会承認が求められる理由	二
二 条約の内容	二
1 目的、定義及び適用範囲	二
2 使用済燃料管理の安全	二
3 放射性廃棄物管理の安全	三
4 安全に関する一般規定	四
5 雑則	四
6 締約国の会合	五
7 最終条項その他の規定	五
三 条約の実施のための国内措置	五
(参考)	六

一 概説

1 条約の成立経緯

平成六年（千九百九十四年）九月、国際原子力機関（IAEA）第三十八回総会において、放射性廃棄物管理の安全に関する基本原則を定めることを目的とする条約の検討を早期に開始することが決議された。この決議に基づき条約作成のための専門家会合が設置され、平成七年（千九百九十五年）七月から七回にわたって専門家会合において議論が行われた。その結果、この条約は、放射性廃棄物管理の安全に加えて使用済燃料管理の安全も盛り込まれ、平成九年（千九百九十七年）九月にウィーンで開催された外交会議において採択された。

2 条約締結の意義

この条約は、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の安全を規律する法令上の枠組みを定めること等を締約国に義務付けることにより、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の高い水準の安全を世界的に達成し及び維持すること等を目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、使用済燃料及び放射性廃棄物の安全管理を目指す国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の安全を確保するため、使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設の立地、設計及び建設、安全に関する評価並びに使用の各段階において、適当な措置をとる。
- (2) この条約に基づく義務を履行するために必要な法令上、行政上その他の措置をとり、安全を規律するため法令上の枠組みを定め及び維持し、並びにこれを実施することを任務とする規制機関を設立し又は指定する。
- (3) 締約国は、使用済燃料又は放射性廃棄物の自国から仕向国への国境を越える移動が、仕向国に事前に通報され及び仕向国の同意がある場合にのみ認められ及び実施されることを確保するため、適当な措置をとる。
- (4) 締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとつた措置に関する報告を提出し、当該報告を検討するための会合（以下

「検討会合」という。）を開催する。

4 早期国会承認が求められる理由

この条約は、既に英国、フランス、ドイツ、カナダ、韓国等の三十箇国が締結しており、本年秋には、初めての検討会合が開催される。我が国も、原子力先進国の一つとして、また、使用済燃料及び放射性廃棄物の安全管理に責任を有する国として、早期にこの条約を締結し、使用済燃料及び放射性廃棄物の安全管理を目指す国際的な取組に寄与することが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文四十四箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 目的、定義及び適用範囲（第一章）

(1) 目的（第一条）

この条約は、国内措置及び国際協力の拡充を通じ、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の高い水準の安全を世界的に達成すること等を目的とする。

(2) 定義（第二条）

「使用済燃料管理」、「放射性廃棄物管理」、「規制機関」等の定義について規定している。

(3) 適用範囲（第三条）

この条約は、使用済燃料管理の安全、放射性廃棄物管理の安全等について適用する。

2 使用済燃料管理の安全（第二章）

(1) 締約国は、使用済燃料管理のすべての段階において、放射線による危険から個人、社会及び環境を適切に保護することを確保するため、適当な措置をとる（第四条）。

(2) 締約国は、既に存在している使用済燃料管理施設の安全について検討し及び安全性を向上させるために必要な場合には合理的に実行可能な改善が行われることを確保するため、適当な措置をとる（第五条）。

(3) 締約国は、計画されている使用済燃料管理施設に関し、当該施設の安全に影響を及ぼすおそれのある立地に関するすべての関連

要因を評価すること等について手続が定められ及び実施されることを確保するため、適切な措置をとる（第六条）。

(4) 締約国は、使用済燃料管理施設の設計及び建設に当たり、個人、社会及び環境に対して及ぼすおそれのある放射線による影響を制限するため、適切な措置をとる（第七条）。

(5) 締約国は、使用済燃料管理施設の建設前に、安全に関する体系的な評価及び環境評価が実施されること等を確保するため、適切な措置をとる（第八条）。

(6) 締約国は、使用済燃料管理施設の使用の許可が使用試験の完了を条件として与えられること等を確保するため、適切な措置をとる（第九条）。

(7) 締約国は、使用済燃料を処分するものとして自国の法令上の枠組みに従って指定した場合には、第三章に定める放射性廃棄物の処分に関する義務に従うものとする（第十条）。

3 放射性廃棄物管理の安全（第三章）

(1) 締約国は、放射性廃棄物管理のすべての段階において、放射線による危険等から個人、社会及び環境を適切に保護することを確保するため、適切な措置をとる（第十一条）。

(2) 締約国は、既に存在している放射性廃棄物管理施設の安全について検討し及び安全性を向上させるために必要な場合には合理的に実行可能な改善が行われることを確保すること等のため、相当な期間内に適当な措置をとる（第十二条）。

(3) 締約国は、計画されている放射性廃棄物管理施設に関し、当該施設の安全に影響を及ぼすおそれのある立地に関するすべての関連要因を評価すること等について手続が定められ及び実施されることを確保するため、適切な措置をとる（第十三条）。

(4) 締約国は、放射性廃棄物管理施設の設計及び建設に当たり、個人、社会及び環境に対して及ぼすおそれのある放射線による影響を制限するため、適切な措置をとる（第十四条）。

(5) 締約国は、放射性廃棄物管理施設の建設前に、安全に関する体系的な評価及び環境評価が実施されること等を確保するため、適切な措置をとる（第十五条）。

(6) 締約国は、放射性廃棄物管理施設の使用の許可が使用試験の完了を条件として与えられること等を確保するため、適切な措置を

とる（第十六条）。

(7) 締約国は、処分施設の閉鎖後に、当該施設の所在地、設計及び在庫目録に関する記録であつて規制機関が要求するものが保存されること等を確保するため、適当な措置をとる（第十七条）。

4 安全に関する一般規定（第四章）

(1) 締約国は、自国の国内法の枠組みの中で、この条約に基づき義務を履行するために必要な法令上、行政上その他の措置をとる（第十八条）。

(2) 締約国は、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全を規律するため、法令上の枠組みを定め及び維持する（第十九条）。

(3) 締約国は、法令上の枠組みを実施することを任務とする規制機関を設立し又は指定する（第二十条）。

(4) 締約国は、使用済燃料管理又は放射性廃棄物管理の安全のための主要な責任は許可を受けた者が負うことを確保するため、適当な措置をとる（第二十一条）。

(5) 締約国は、能力を有する職員及び適当な財源が、使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設の使用期間中利用可能であることを確保するため、適当な措置をとる（第二十二条）。

(6) 締約国は、品質保証に関する計画が作成され及び実施されることを確保するため、必要な措置をとる（第二十三条）。

(7) 締約国は、作業員及び公衆が使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設に起因する放射線にさらされる程度が合理的に達成可能な限り低く維持されること等を確保するため、適当な措置をとる（第二十四条）。

(8) 締約国は、使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設の使用前及び使用中に敷地内及び必要な場合には敷地外の緊急事態計画が準備されることを確保する（第二十五条）。

(9) 締約国は、原子力施設の廃止措置の安全を確保するため、能力を有する職員等が利用可能であることを確保する等の適当な措置をとる（第二十六条）。

5 雑則（第五章）

(1) 国境を越える移動に係している締約国は、使用済燃料又は放射性廃棄物の国境を越える移動がこの条約の規定等に合致する方

法で実施されることを確保するため、適当な措置をとる。このため、原産国である締約国は、仕向国に事前に通報され及び仕向国の事前の同意がある場合にのみ認められ及び実施されることを確保するため、適当な措置をとる。（第二十七条）

- (2) 締約国は、使用されなくなった密封線源の保有、再生又は処分が安全な方法で行われることを確保するため、適当な措置をとる（第二十八条）。

6 締約国の会合（第六章）

- (1) 締約国は、検討会合を開催する。検討会合の間隔は、三年を超えてはならない。（第三十条）

- (2) 締約国は、検討会合ごとに、この条約に基づく義務を履行するためにとつた措置を対象とする自国の報告を提出する（第三十一条）。

7 最終条項その他の規定（第七章）

意見の相違の解決、効力発生、改正等について規定している（第三十八条から第四十四条まで）。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

1 作成 平成九年九月五日 ウィーンにおいて作成

2 効力発生 平成十三年六月十八日

3 署名国 四十二箇国

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インドネシア、アイルランド、イタリア、カザフスタン、大韓民国、ラトビア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルク、モロッコ、オランダ、ノルウェー、ペルー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国

4 締約国 平成十五年二月二十日現在 三十箇国

アルゼンチン、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、大韓民国、ラトビア、ルクセンブルク、モロッコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国